

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	25
○森林法による通知に代える公示(8件)	(治山課)	25
○土地収用法による土地の立入りの通知	(建設部総務課)	28
○道路の供用の開始	(道路課)	28
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防災害課)	29
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防災害課)	29
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知(5件)	(建築指導課)	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(調達課)	30
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告(4件)		30
道教育委員会教育長告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		36
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)		36
道監査委員公表		
○監査公表第1号		37
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		37

告 示

北海道告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 白老郡白老町・勇払郡厚真町(以上2町について次の所在場所の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚真町(次の図に示す部分に限る。)、白老町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 白老郡白老町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、白老町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所及び関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3106号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

深川市納内町字納内1867の52から1867の54まで、1867の141、1867の143、1867の144
所在の森林について所有権を有する 野崎 茂樹

深川市納内町字納内1867の57、1867の142所在の森林について所有権を有する

成田 秀雄

深川市納内町字納内1867の67、1867の124所在の森林について所有権を有する

松田 重子

深川市納内町字納内1867の68所在の森林について所有権を有する

新栄商事株式会社

深川市納内町字納内1867の68所在の森林について抵当権を有する

秦 俊勝、後藤 桂子、古澤 敬三

深川市納内町字納内1867の73、1867の123所在の森林について所有権を有する

東本 洋子

深川市納内町字納内1867の77所在の森林について所有権を有する

垣内 ゆ里子

深川市納内町字納内1867の113から1867の116まで所在の森林について所有権を有する

仲野 勇二

深川市納内町字納内1867の126所在の森林について所有権を有する

南口 藤市郎

深川市納内町字納内1867の131所在の森林について所有権を有する

山本 久吉

深川市納内町字納内2545の2所在の森林について所有権を有する

井上 清子

深川市納内町字納内2540の1から2540の3まで、2540の6、2540の8から2540の10まで、2542の12、2542の17、2542の19、2542の23、2542の30から2542の37まで、2542の47から2542の58まで、2542の61、2542の63、2545の6、2547の5所在の森林について所有権を有する

黄金井 政子

(2) 掲示場所 深川市役所

2(1) 所在が不明な者

虻田郡京極町字更進619の1、619の2、620の1、620の2、621の1、621の2、622の1、622の2所在の森林について所有権を有する

竹本 清市

虻田郡京極町字更進634の2、635の1、635の2所在の森林について所有権を有する

中野 捷一

(2) 掲示場所 京極町役場

3(1) 所在が不明な者

虻田郡留寿都村字西ノ原138の3、140、153、154の1、154の3所在の森林について所有権を有する

上田 竹子

虻田郡留寿都村字西ノ原270所在の森林について所有権を有する

小西 数夫

虻田郡留寿都村字西ノ原295の2所在の森林について所有権を有する

高山 清

虻田郡留寿都村字豊岡240の3、241所在の森林について所有権を有する

内山 啓吾

虻田郡留寿都村字三ノ原3の9、3の10所在の森林について所有権を有する

三幸電気産業株式会社

(2) 掲示場所 留寿都村役場

4(1) 所在が不明な者

寿都郡黒松内町字旭野156の1、156の2、157、字西沢123の2所在の森林について所有権を有する

高橋 達也

(2) 掲示場所 黒松内町役場

北海道告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3211号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

岩見沢市栗沢町栗丘139所在の森林について所有権を有する

古野 重幸

(2) 掲示場所 岩見沢市役所

2(1) 所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字奥尻402、432の1所在の森林について所有権を有する

真壁 紘一郎

(2) 掲示場所 奥尻町役場

3(1) 所在が不明な者

久遠郡せたな町瀬棚区元浦188、189所在の森林について所有権を有する

工藤 栄太郎

久遠郡せたな町瀬棚区元浦212、213所在の森林について所有権を有する

西本 清一

久遠郡せたな町瀬棚区元浦236の1所在の森林について所有権を有する

成田 ヘルエ

久遠郡せたな町瀬棚区元浦245所在の森林について所有権を有する

濱崎 美也子

久遠郡せたな町瀬棚区元浦245所在の森林について抵当権を有する

宮下 平次郎

久遠郡せたな町瀬棚区元浦468所在の森林について所有権を有する

斉藤 喜代二

久遠郡せたな町瀬棚区元浦482所在の森林について所有権を有する

加賀谷 久作

久遠郡せたな町瀬棚区元浦485、487から492まで所在の森林について所有権を有する

新保 勝美

(2) 掲示場所 せたな町役場

北海道告示第22号

平成26年1月17日（金曜日）

北海道公報

第2548号 26

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を乙部町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3213号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

爾志郡乙部町字三ツ谷223の1、223の2所在の森林について所有権を有する

金子 弘一

爾志郡乙部町字三ツ谷235の1所在の森林について所有権を有する 戸澤 芳彦

北海道告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び真狩村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3215号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

岩見沢市栗沢町美流渡東町87の1、87の3、87の5から87の9まで所在の森林について所有権を有する 高島 勇一

岩見沢市栗沢町美流渡東町94所在の森林について所有権を有する

出戸 きよ子、出戸 正一、若松 美津枝、今野 静江

(2) 掲示場所 岩見沢市役所

2(1) 所在が不明な者

赤平市共和町556の29、556の212所在の森林について所有権を有する

久保田 若松

(2) 掲示場所 赤平市役所

3(1) 所在が不明な者

虻田郡真狩村字富里340の3所在の森林について所有権を有する 齋藤 ミツエ

(2) 掲示場所 真狩村役場

北海道告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条

平成26年1月17日（金曜日）

北海道公報

第2548号 27

の規定により、その通知の内容を赤平市役所及び喜茂別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3216号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

赤平市百戸町北21、50、51所在の森林について所有権を有する 北星企業株式会社

赤平市百戸町北75所在の森林について所有権を有する 相野 芳恵

赤平市百戸町北66の1所在の森林について所有権を有する 野村 浩史

(2) 掲示場所 赤平市役所

2(1) 所在が不明な者

虻田郡喜茂別町字福丘178所在の森林について所有権を有する 岡崎 吉夫

虻田郡喜茂別町字福丘179、181、187、190から192まで所在の森林について所有権を有する 小林 利秋

虻田郡喜茂別町字尻別250所在の森林について所有権を有する 松井 四十二

虻田郡喜茂別町字尻別254、255所在の森林について所有権を有する 川口 貞夫

虻田郡喜茂別町字尻別263所在の森林について所有権を有する

スポーツ振興株式会社

(2) 掲示場所 喜茂別町役場

北海道告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3217号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字赤石417、434所在の森林について所有権を有する 小浜 慶治、

紀伊國 与一郎、大館 芳夫、大館 芳夫、竹浪 義光、田中 いさお、久保 耕三郎、高田 弥一郎

(2) 掲示場所 奥尻町役場

2(1) 所在が不明な者

久遠郡せたな町大成区本陣241所在の森林について所有権を有する 田中 ハルミ

久遠郡せたな町大成区本陣244、249所在の森林について所有権を有する

星野 勝子、吹田 則子

久遠郡せたな町大成区本陣248所在の森林について所有権を有する 秋田 孝一
久遠郡せたな町大成区本陣255所在の森林について所有権を有する 本間 英忠
久遠郡せたな町大成区本陣260所在の森林について所有権を有する

小田桐 キミエ

(2) 掲示場所 せたな町役場

3(1) 所在が不明な者

雨竜郡雨竜町字オシラリカ192の1、192の18から192の20まで、字オシラリカ原野252、
258、259の6所在の森林について所有権を有する 荒川 武志

(2) 掲示場所 雨竜町役場

北海道告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を赤平市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3218号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

赤平市エルム町144、東豊里町162所在の森林について所有権を有する 柏田 政吾

赤平市エルム町191、195所在の森林について所有権を有する 原 奉誠

北海道告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年農林水産省告示第3105号のとおりである。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

寿都郡黒松内町字中ノ川248の13所在の森林について所有権を有する 吉田 満代

(2) 掲示場所 黒松内町役場

2(1) 所在が不明な者

虻田郡倶知安町字大和921の11、921の12所在の森林について所有権を有する

大和田 信子

虻田郡倶知安町字大和921の5所在の森林について所有権を有する

加古 一朗、綾織 一洋
虻田郡倶知安町字大和921の4所在の森林について所有権を有する 山本 はるゑ
虻田郡倶知安町字大和921の13所在の森林について所有権を有する

タカハター株式会社

虻田郡倶知安町字大和921の13所在の森林について根抵当権を有する

ニチメン株式会社

(2) 掲示場所 倶知安町役場

3(1) 所在が不明な者

紋別郡西興部村字奥興部154から157まで、315所在の森林について所有権を有する

酒井 暁一

(2) 掲示場所 西興部村役場

北海道告示第28号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）

3 立ち入ろうとする土地の区域

上磯郡木古内町字二乃岱4番75

4 立入期間

平成26年1月27日から同月31日まで

北海道告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 赤平滝川線	赤平市字赤平629番1地先から	平成26. 1.17
北海道空知総合振興局	同市字赤平628番1地先まで	

札幌建設管理部
道道八雲北檜山線
北海道渡島総合振興局
函館建設管理部

二海郡八雲町相生町108番1地先から 平成26. 1.21 午後3時
同郡八雲町出雲町45番地先まで

北海道告示第30号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
松川沢川（I-91-0160）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
白糠郡白糠町マカヨ（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第31号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上川層雲峡21（I-4-38-2181）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白糠東3条北1丁目1（I-9-75-2796）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
白糠郡白糠町東3条北1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第32号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 株式会社東日本通商
- 2 代表者氏名 代表取締役 ポールアナック 朱史
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北7条西22丁目3番10号
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第7699号

北海道告示第33号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 スパットホーム株式会社
- 2 代表者氏名 代表取締役 菊地 洋明
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市西区琴似1条5丁目3番25
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第7710号

北海道告示第34号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27

年法律第176号) 第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 株式会社ファインドトラスト
- 2 代表者氏名 代表取締役 木田 仁
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市西区琴似1条7丁目3番8号
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第7130号

北海道告示第35号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号) 第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 株式会社大和
- 2 代表者氏名 代表取締役 田中 貞美
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区月寒東2条11丁目5番20号
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第7369号

北海道告示第36号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号) 第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 株式会社ファースト
- 2 代表者氏名 代表取締役 大須賀 裕
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市北区北12条西3丁目5番地
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(6)第5213号

北海道告示第37号

平成26年1月17日(金曜日)

北海道公報

第2548号 30

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 146台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年12月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 大丸藤井株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
384,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年10月25日付け北海道告示第700号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課
(2) 住所 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月17日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車(1.5m/800t級) 1台
(交換契約によりロータリ除雪車(100PS)1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。)
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期限 平成26年3月31日(月)

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを次により証明した者であること。
納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を納入機種、規格、納入台数、納入年度、納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。
また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。
- (6) 当該調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを、次により証明した者であること。
納入される当該調達物品について、後志総合振興局管内に1箇所以上のサービス工場又は協力工場が確保されていることを証明できる資料（メンテナンス体制説明資料及び契約書等）を添付すること。
- (7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成26年1月17日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階小会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成26年2月14日 午前10時（送付による場合は、同月13日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年5月7日付け北海道後志総合振興局告示第34号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道後志総合振興局のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）からダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号
電話番号 0134-25-2142

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 14, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than February 13, 2014)
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional
Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru,
Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2142

北海道胆振総合振興局告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年 1 月 17 日

北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（1.5m/800 t 級） 1 台
（交換契約によりロータリ除雪車（100 p s 級）1 台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車 1 台を契約の相手方から調達する。）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 平成26年 3 月 28 日
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第 3 号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。
(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。
(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2 の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成26年 1 月 17 日から同年 2 月 10 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 3 階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 3 階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室 1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 3 階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入 札 日 時 平成26年 2 月 27 日 午前 11 時（送付による場合は、同月 26 日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス: murorandoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
 10 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
 電話番号 0143-24-9857

- 11 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured :
 Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1
 B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 27, 2014
 (If mailed, bids must arrive no later than February 26, 2014)
 C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
 Phone : 0143-24-9857

北海道胆振総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月17日

北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久

- 1 入札に付する事項
 (1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量
 パーソナルコンピュータの賃貸借 9台 一式
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契 約 期 間 平成26年3月26日から平成30年3月23日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借(電子計算機)の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 ア 申 請 の 時 期 平成26年1月17日(金)から同月31日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
 4 契約条項を示す場所
 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局第3会議室(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係)
- (2) 入札日時 平成26年2月12日(水)午前10時(送付による場合は、同月10日(月)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年7月19日付け北海道胆振総合振興局告示第38号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局のホームページ(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatokukoku.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
落札決定に当たっては、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(9台分に係る1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(9台分に係る1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次

- による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
- ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(9台分に係る1月当たりの単価)とすること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- イ 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
電話番号 0143-24-9565

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of Personal Computer 9 1set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 12, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than February 10, 2014)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1 Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565

北海道オホーツク総合振興局告示第2号

- 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成26年1月17日

北海道オホーツク総合振興局長 中島克彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量
- ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 4台分 一式
- イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 2台分 一式
- ア及びイについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年4月10日から平成31年3月29日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成26年1月17日から同年2月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成26年2月27日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道オホーツク総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/>）
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)のイ、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- イ 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of Car 4 1 set
- b Lease of Car 2 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 27, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than February 26, 2014)
C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri,
Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第1号

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成26年1月17日

北海道教育委員会教育長 立川 宏

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務支援システム機能強化業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月24日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HARP
(2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 4 随意契約に係る契約金額
18,375,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年1月17日

北海道教育庁石狩教育局長 成田 直彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
(1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 224台分 一式
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 27台分 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月13日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1)ア 氏名 JA三井リース株式会社
イ 住所 東京都品川区西五反田2丁目10番2号
(2)ア 氏名 日立キャピタル株式会社
イ 住所 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 203,700円
(2) 35,317円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年1月17日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊文

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 61台 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月24日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 日通商事株式会社
(2) 住所 東京都港区海岸1丁目14番22号

- 4 随意契約に係る契約金額
77,175円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成25年度に係る随時監査（工事に係るものを除く。）の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成26年1月17日

北海道監査委員 丸 岩 公 充
北海道監査委員 佐々木 恵美子
北海道監査委員 太 田 博
北海道監査委員 鮎 谷 長 藏

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月17日

北海道警察本部長 坂 明

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 自動車ガソリン J I S 2号 4,000リットル
- イ 軽油 J I S 特3号 15,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成26年2月28日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成26年1月17日から同月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成26年2月6日 午後3時30分（送付による場合は、同月5日 午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 自動車ガソリン (J I S 1号) 28,000リットルほか

(2) 予定時期 平成26年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

12 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

a Gasoline for automobiles (JIS 2) 4,000 liters

b Light (Diesel) oil (JIS 3) 15,000 liters

B Bid tendering time and date : 3 : 30 P.M., February 6, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 5, 2014)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

正 誤

○平成25年11月8日(第2530号)

北海道告示第726号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

17 左 1

誤 (次の図に示す部分に限る。)

正 (国有林。次の図に示す部分に限る。)